

文教福祉委員会会議録

- 1 日時 令和7年12月19日（金曜日）
開会 午後1時40分
閉会 午後1時55分
- 2 場所 第3委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 山名正晃 副委員長 小野耕作
委員 柴田敏 委員 林恭一郎
" 山田雅徳 " 萱野哲也
" 村木理英
(欠席) なし
(その他出席者) 議長 三宅啓介
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局次長 日笠哲宏 同主任 東宗利
- 5 説明のため出席した者の職氏名
政策監 難波敏文 政策調整課長 林啓二
財政課長 岡真里 保健福祉部長 横田優子
保健福祉部参与 白神洋 こども課長 木田美和
教育長 久山延司
- 6 付議事件及びその結果
別紙のとおり
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

文教福祉委員会審査報告書

令和7年12月19日

総社市議会議長 三宅 啓介 様

文教福祉委員会
委員長 山名 正晃

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第99号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第8号）	原案を可決すべきである

開会 午後1時40分

○山名正晃委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、先ほどの本会議において付託されました案件の審査を行います。

議案第99号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第8号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども課長。

○木田美和こども課長 議案第99号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、国において決定された物価高対応子育て応援手当を支給するために必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ374億4,700万円とするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10、11ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第1節報酬から第11節役務費の508万7,000円は、物価高対応子育て応援手当の支給に必要な事務的経費でございます。主なものは、本手当の事務のため、会計年度任用職員2名に係る人件費等や手当支給のための銀行振込手数料でございます。第18節負担金、補助及び交付金の2億5,200万円は、ゼロ歳から高校生年代までの支給対象児童1万2,600人を見込んでおり、児童1人当たり一律2万円を支給するものでございます。支給対象者は二通りございまして、一つ目は令和7年9月30日時点の児童手当支給対象児童を養育する父母等でございます。二つ目は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母等でございます。

第13款予備費8万7,000円の減額は予算調整でございます。

次に、歳入について御説明しますので、予算書8、9ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金2億5,708万円の増額は、歳出で御説明しました国からの補助金でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち、説明欄の一つ目、雇用保険料本人負担分7,000円の増額は、会計年度任用職員の雇用に伴うもので、説明欄二つ目、その他雑入は予算調整でございます。

続きまして、第2表繰越明許費について御説明いたしますので、4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費でございますが、第3款民生費、物価高対応子育て応援手当支給事業におきましては令和8年3月31日までに出生した児童が対象であり、4月以降の申請受付が生じるため265万4,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事業の概要の内容を限定してから質疑に入っただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 予算調書のとか言いますけども、これしかないのと言えないんですけども、これをしていく上でのスケジュールをお示しいただきたいのと、それとこれの事務の執行をするに当たって会計年度任用職員2名というふうに今発言がありましたけれども、この体制をお聞きします。体制というのが、コロナ禍から国が補助金を打って、それを福祉課にやらす、やらすと言ったらあれですが、やるんだとやって人が取られて、各担当課、福祉課がどうと言ってるわけじゃないんですよ。国が補正予算を組むことによって、そういうふうに職員の中から、その対応で保健センターの1階とかでやられてたじゃないですか、ああいうふうに人が取られるんだと。それでこっちの業務がとかというふうなことも聞いてますんで、そのあたりの体制は今の業務に支障がないのか、まあないと言うんでしょうけれども、会計年度任用職員が2人とあとはどういうふうな体制で、そして他に支障がないようにどのような配慮をしていきながら、これを事務執行していくのかという2点をまずお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

事業のスケジュールですが、こども家庭庁から本事業の実施要綱、交付要綱が示されましたので、市としても総社市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱を制定し、できるだけ早いスピードで市民の皆様に広報、それから御案内の個別通知発送及び支給のほうを行ってまいりたいと思います。準備が整い次第、まずは優先としまして市こども課が把握している令和7年9月分の児童手当支給対象世帯及び令和7年10月から11月に生まれた新生児で児童手当支給認定が済んでおられる世帯、合計5,849世帯に対して12月26日金曜日に御案内個別通知を送ります。そして、この通知を送った後、本手当受給を希望しない場合等の意思表示の申出をウェブにて確認をし、申出が期日までに来なければ1月21日水曜日に振り込む予定でございます。それ以外の方につきましては、申請書を受付次第、1月21日以降順次振り込む予定でございます。

事務執行につきまして、会計年度任用職員の2名については、こども課に所属している会計年度任用職員に事務補助をしていただきます。他課からの応援等は一切ございません。こども課の中で会計年度任用職員が2名、プラスもう一名いますので、こども課の中でこの物価高対応子育て応援手当の事業のほうを執行するというところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 すみません、2名というのは新たに雇うんですね。今いるこども課の職員がそれに当たる。新たに2名を雇い入れてやるんでしょうか。ちょっとそこをもう一度。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員は新規ではなく、今在籍している会計年度任用職員にお願いするということがございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 だから、最初に言ったようにどのような御配慮をするんですか。今いる会計年度任用職員は暇じゃないですよ、それなりに業務を持たれてやってるわけじゃないですか。それがそちらに取られるということなので、新たに2名入れるのであればそちらの業務に支障はないんですけど、今の業務もお持ちになりながらそちらもやられているということはどういうふうな配慮を持ってやるんですか。だから、過去にもそういうのがあったじゃないですか、コロナ禍からそういう補助金が出ることによって福祉課から職員が出て、その業務をやらざるを得ないということで、福祉課の業務のことも過去にいっぱい調べましたけど。じゃあ、こども課はそこに支障はないんですか、ないと言わないといけないんでしょうけど、どのような配慮を持って今の業務とこの業務を並行してやられていくんですか。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の再度の御質問です。

本事業につきましては、合計で市対象児童が1万2,600人を見込んでおります。その大半と申しますか、1万335人が令和7年9月分の児童手当受給者分ということで、こちらについてはプッシュ型支給ということで、既にある児童手当口座のほうに振り込むという形でかなり迅速に、そして簡略に支給事務のほうが行えるということです。ただ、申請が必要な方がおられます。それが、例えば配偶者から暴力を受けたために、子どもとともに住所地と異なる総社市に住んでいる方、そういった方については総社市のほうで児童手当の認定請求のほうをされるのと同時に物価高対応子育て応援手当の御案内をし、居住地の住所地から支給するという制度設計になっておりますので、そういった方の申請とか、先ほど10月から11月生まれはプッシュ型通知ができると言いましたけれども、これから1月から3月生まれの出生の方につきましては要申請になりますので、そういったところで御案内をし、事務のことをやっていただくということで、今おられる会計年度任用職員で十分できるというふうにこども課としては認識しております。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。これは、責めているわけではない、先ほどとは違って。働き方改

革とまたスムーズな支給ができるように御配慮いただきながら、こども課の上の横田部長であったり、教育部は違うんですね、所管じゃない、総務課、政策調整課のほうも見守ってあげながら働き方改革等もありますので、御配慮いただきながら事務の執行を進めていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 萱野委員、ありがとうございます。

御懸念いただいたようなことが生じないように、我々も原課のほうの体制を見ながら取り組んでまいります。若干補足をいたしますと、先ほども言いましたように児童手当の情報でもって今回支給するというので、今までのものからすると申請事務、支給事務のほうが若干簡素化されているということで、業務量自体も今までよりは少ないかなということ。それから、事前に情報がございましたので、早い段階からこの支給が行われるということを想定していろいろな準備を進めてまいりましたので、一時的に大量の事務が生じて現場の本来の業務に支障がないように進めてまいりました。ということで、今後も気をつけながら取り組んでまいります。ありがとうございます。

(「分かりました、結構です」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時55分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

文教福祉委員会委員長 山名 正晃